

平成20年第1回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成20年3月21日（金曜日）

議事日程（第7号）

平成20年3月21日（金）午後2時00分開議

第1（総務常任委員会付託案件）

議案第1号から議案第3号まで、議案第5号から議案第12号まで、議案第14号及び議案第15号、議案第37号及び議案第38号、議案第65号、議案第72号、議案第75号から議案第79号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第16号から議案第24号まで、議案第39号、議案第66号から議案第69号まで、議案第74号、議案第80号

（産業経済常任委員会付託案件）

議案第41号から議案第45号

（建設文教常任委員会付託案件）

議案第25号から議案第36号まで、議案第46号から議案第49号まで、議案第70号及び議案第71号、議案第73号、議案第81号

第2 発議案第1号

第3 議案第82号

第4 議案第83号

第5 議案第84号

第6 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（54名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	欠員
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	17番	小杉邦男君
18番	池田寅一君	19番	大桃一浩君

20番	中	川	隆	一	君	21番	岩	崎	隆	寿	君
22番	高	野	庄	嗣	君	23番	中	村	良	夫	君
24番	石	塚	一	雄	君	25番	若	林	直	樹	君
26番	田	中	文	夫	君	27番	金	子	健	治	君
28番	村	川	四	郎	君	29番	高	野	正	道	君
30番	名	畑	清	一	君	31番	高	和	正	敏	君
32番	金	山	教	勇	君	33番	臼	木	善	祥	君
34番	渡	邊	庚	二	君	35番	佐	藤		孝	君
36番	金	光	英	晴	君	37番	欠				員
38番	猪	股	文	彦	君	39番	川	上	龍	一	君
40番	本	間	千佳	子	君	41番	大	場	慶	親	君
42番	本	間	武	雄	君	43番	根	岸	勇	雄	君
44番	牧	野	秀	夫	君	45番	近	藤	和	義	君
46番	熊	谷		実	君	47番	本	間	勇	作	君
48番	祝		優	雄	君	49番	兵	庫		稔	君
50番	竹	内	道	廣	君	52番	渡	部	幹	雄	君
53番	浜	口	鶴	蔵	君	54番	大	澤	祐治	郎	君
55番	肥	田	利	夫	君	56番	加	賀	博	昭	君
57番	金	子	克	己	君	58番	梅	澤	雅	廣	君

欠席議員（2名）

16番	末	武	栄	子	君	51番	岩	野	一	則	君
-----	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高	野	宏	一	郎	君	副市長	大	竹	幸	一	君
副市長	親	松	東	一	君		会計管理者	大	児	玉	剛	君
総務部長	齋	藤	英	夫	君		企画財政長	荒		芳	信	君
市民環境部長	粕	谷	達	男	君		福祉保健長	末	武	正	義	君
産業観光部長	川	島	雄	一	郎	君	建設部長	佐	藤	一	富	君
総務部長 (総務課長)	佐	々	木	正	雄	君	企画財政部長 (財政課長)	山	本	充	彦	君
市民環境部長 (市民課長)	金	子	信	雄	君		福祉保健部長 (社会福祉課長)	樋	口	賢	二	君

産業観光部 副部長 (観光課長)	伊	藤	俊	之	君	建設部 副部長 (建設課長)	渡	辺	正	人	君
教 育 長	渡	邊	剛	忠	君	教 育 次 長	藤	井	武	雄	君
選管・監査 事務局長	菊	地	賢	一	君	農業委員会 事務局長	山	本	真	澄	君
消 防 長	渡	辺	与	四	夫	君					

事務局職員出席者

事 務 局 長	山	田	富	巳	夫	君	事務局次長	池		昌	映	君
議 事 係 長	中	川	雅	史	君		議 事 係	谷	川	直	樹	君

午後 2時00分 開議

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの出席議員数は54名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務常任委員会付託案件）

議案第1号から議案第3号まで、議案第5号から議案第12号まで、議案第14号及び議案第15号、議案第37号及び議案第38号、議案第65号、議案第72号、議案第75号から議案第79号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第16号から議案第24号まで、議案第39号、議案第66号から議案第69号まで、議案第74号、議案第80号

（産業経済常任委員会付託案件）

議案第41号から議案第45号

（建設文教常任委員会付託案件）

議案第25号から議案第36号まで、議案第46号から議案第49号まで、議案第70号及び議案第71号、議案第73号、議案第81号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第1、これより総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

浜田総務常任委員長。

〔総務常任委員長 浜田正敏君登壇〕

○総務常任委員長（浜田正敏君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について）。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,200万円を追加し、総額を459億1,984万8,000円としたものであります。主な補正内容は、原油価格の急激な高騰に伴う緊急対策に2,800万円を計上したもので、地方自治法の規定により専決処分したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について）。本案は、市町村合併などによる地方公共団体の加入・脱退に伴い、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更をすることについて、地方自治法の規定により専決処分したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第3号 佐渡市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について。本案は、地方公務員法の改正に伴い、職員の資質の向上のため、職員からの申請に基づく大学等課程の履修または国際貢献活動のための休業制度を国の制度に準じて制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第5号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、非常勤特別職の報酬の額の見直しを行うもので、その改正内容は、行政委員会等の職員の報酬の額を現行の額からおおむね3%を減額するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第6号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上2議案は、特別職等の報酬の額について、本年1月22日の佐渡市特別職報酬等審議会の答申を尊重し、市長の給料月額を8.5%、副市長は10%、教育長は約5%の減額を行うため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第8号 佐渡市職員の給与の特例に関する条例の制定について。本案は、医師を除く本市職員の給与を減額するための条例の制定を行うもので、本年4月1日から平成22年3月31日までの2年間、月例の給料額を一律3%減額する特例措置を実施するものであります。審査の結果、次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。本案は、医師を除く本市職員の給与を2年間、3%減額する内容であるが、その根拠は不明確で当面の打開策にすぎない。財政計画に基づく削減であれば、中長期的な視野に立ち、根本からの見直し計画にすべきである。

議案第9号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことなどに伴い、本市の関係する条例の一部を改正するもので、育児短時間勤務制度の導入及び育児休業をした職員の職務復帰後における給料の調整方法を国の制度に準ずるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第10号 佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、特殊勤務手当の見直しに伴い、条例の一部を改正するもので、除雪作業手当の廃止及び支給対象を明確にするための文言整理を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第11号 佐渡市行政財産目的外使用条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、職員駐車場の使用料について、現在両津支所勤務者に限定されているものを、市の管理する職員駐車場を利用するすべての職員から徴収するため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第12号 佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、指定管理者の候補者の選定方法について、公募によらず候補者を選定するための特例事項を定めるとともに、指定後の管理運営の評価について審議する機関を設け、制度の効率的な運用を図るものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第14号 佐渡市地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市民の連携強化及び地域振興に充てる基金を、より効率的な活用を図るため、当該基金の一部を処分することに伴い、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第15号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、ケーブルテレビ施設整備事業が平成19年度ですべて完了し、市全域が放送エリアとなることに伴い、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第37号 佐渡市土地開発公社定款の変更について。本案は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、佐渡市土地開発公社定款の文言整理を行うもので、公有地の拡大の推進に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第38号 両津辺地、相川辺地、佐和田辺地、金井辺地、畑野辺地、真野辺地、小木辺地、羽茂辺地及び赤泊辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（平成19～21年度）の変更について。本案は、平成19年度から平成21年度を計画期間とする佐渡市辺地総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第65号 平成20年度佐渡市一般会計予算について。本予算は、予算規模で424億円となっており、平成19年度当初予算に比べ28億8,000万円の減で、率にして6.4%の減となっているものであります。歳入では、特に財政状況の厳しい地域に重点的に配分される特別枠の「地方再生対策費」などを勘案して、地方交付税を計上しているものであります。歳入の費目別の主な構成状況は、市税57億8,337万7,000円、地方交付税198億円、市債51億9,660万円、その他となっております。一方、歳出では物件費などの経常的経費の削減や投資的経費の見直しを行い、限られた財源の中で徹底した事業選択のもと予算編成をしているものであります。歳出における目的別の主な構成は、総務費44億9,952万5,000円、民生費82億1,290万9,000円、公債費84億60万5,000円、その他となっております。審査の結果、次の意見を付して賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。（総務常任委員会）

1、行政改革を強力に推進する必要がある。佐渡市の行財政状況を直視し、類似団体の行政水準を十分しんしゃくして将来見通しを見定めた財政運営を図ること。よって、次の削減計画の実施を早めること。

①、職員定数削減、②、公債費の削減、③、適正な財政規模。

2、審議会、検討委員会については、その必要性を十分検討し、安易な設置は避けること。

3、歳出について。（1）、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費のうち、交流居住・定住促進対策事業、新佐渡戦略事業及び東京事務所運営費並びに両津港埠頭地区開発計画策定事業については、継続事業であるが、地域の活性化に反映できる具体的な施策がなく、その成果が見えてこない。よって、予算執行に当たっては地域の活性化、費用対効果が図られるよう事業内容の再検討を求める。

（2）、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費のうち、航路対策事業のジェットフォイル運航社会実験補助金については、昨年3月定例会の総務常任委員長報告において、小木・直江津航路利用促進補助金は「今年度限り」と意見を付したが、その趣旨を理解していない。これまでの佐渡汽船の赤字対策等への出資、事業補助に見られるように、関係機関の危機感が全く感じられない。当委員会の大勢は予算修正すべきとの意見が強かったが、市長の政治判断であることを理解し、苦渋の選択をした。よって、その経

緯を踏まえて予算の執行に当たること。

(3)、2款総務費、1項総務管理費、7目電算計算費について。電算システムに関する委託料について、システムの利用状況を把握して利用度の低いシステムについては必要性を再検討し、無駄を省くこと。

(市民厚生常任委員会)

3款民生費、1項社会福祉費、8目健康保養センター費の温泉管理運営費について。小木健康保養センターおぎの湯に係る施設用地補強工事、施設整備工事及び土地購入費約1億円が予算措置されているが、当該施設は条例上は廃止されるものである。よって、予算支出に当たっては今後の運営等について慎重に検討するよう申し入れる。

(産業経済常任委員会)

1、2款総務費、1項総務管理費、11目海洋深層水対策費について。海洋深層水事業については、毎年約5,000万円の赤字経営となっており、今後さらに経営状況が厳しくなることが予想される。よって、これまで以上に利活用の促進を図るよう努めること。また、予算が総務費で措置されているが、今後は海洋深層水対策事業については商工費、種苗生産・蓄養事業及び深層水氷施設管理費については水産業費にそれぞれ移管すべきである。

2、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の農業振興公社事業について。農業振興公社については、毎年実質的に赤字経営となっており、経営改善のため当委員会では以前から統合すべきと進言してきたところである。当初の農業振興公社の目的と役割を踏まえて、早急に統合を進めるべく検討されたい。

3、6款農林水産業費、1項農業費、9目農業施設管理費の農業施設管理費について。農業施設管理費については、集落集会施設及び公園の管理は地元の理解を得ながら、払い下げも含め管理移管を進めるべきである。

4、7款商工費、1項商工費、3目観光費の観光振興対策事業について。イベント補助金については、観光イベント及び地域イベントをそれぞれ目的達成のため精査が必要である。よって、平成20年度中に見直しをするよう要望する。また、佐渡観光誘客支援事業補助金のうち、トキ放鳥記念キャンペーン事業の2,400万円については、限られた予算を有効に執行し、PR効果を最大限発揮されたい。

(建設文教常任委員会)

10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費について。体育施設整備事業については、第3種公認の全天候型陸上競技場の整備を引き続き検討されたい。

議案第72号 平成20年度佐渡市土地取得特別会計予算について。本予算案は、土地開発基金に伴う財産運用及び以前借り入れた起債償還等に係る経費について予算計上を行うもので、予算総額を歳入歳出それぞれ726万2,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第75号 平成20年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、管理会費及び総務管理費等の経常的な経費について予算計上を行うもので、予算総額を歳入歳出それぞれ71万9,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第76号 平成20年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、造林事業費及び管理会費等の経費について予算計上を行うもので、予算総額を歳入歳出それぞれ646万2,000円とするものであり

ます。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第77号 平成20年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本予算案は、造林事業費及び財産管理費等の経費について予算計上を行うもので、予算総額を歳入歳出それぞれ596万8,000円とするものがあります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第78号 平成20年度佐渡市松ヶ崎財産区特別会計予算について。本予算案は、管理会費及び一般管理費の経常的な経費について予算計上を行うもので、予算総額を歳入歳出それぞれ6万5,000円とするものがあります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第79号 平成20年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、造林事業費及び管理会費等の経費について予算計上を行うもので、予算総額を歳入歳出それぞれ351万5,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） これより質疑に入りますが、先ほど村川四郎君から質疑通告の取り下げ申し出があり、議会運営委員会もこれを了承しましたので、ご報告を申し上げます。

次に、質疑の通告がありますので、加賀博昭君の発言を許します。

加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 議案第1号 平成19年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について質疑をいたします。

この予算は、原油高騰による低所得者に対する灯油代、1件5,000円を補助し、総額2,800万円、低所得者に交付するものである。さらに、油高騰による商業の経営の困難さにかんがみ、信用保証協会保証料補給金400万円を措置したものである。これは、まさに政策的支出であり、本来の地方自治法からいっても専決処分は極めて不適当なものである。この機会に議会が指摘せずしてだれが指摘するのか、今議会が終わるに当たるこの重要な議会において、このことに一言の意見もつけなかったというのは、怠慢のそしりを将来にわたって残すものである。よって、質問する。なぜ意見がつかなかったのか、お答えを願いたい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田総務常任委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） それでは、加賀さんにお答えします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度佐渡市一般会計補正予算（第5号））になぜ意見がつかないかということですが、1月15日の全員協議会において説明があり、議会軽視等の厳しい意見があったものです。委員会としては、その経過を踏まえて、執行部が理解したであろうと、特に意見は付しませんでした。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 全員協議会ごときでお茶が濁せるような事件ではない。あれは、きちっとした議事録に残らないものである。議事録に残すことができるのは、まさに本日この議会のこの場所である。それを1月15日の全員協議会で議会が厳しい指摘をしたから、それで事足りるなどというのは、もはや次期選挙で再選されるような見識もない、私は、議員と断じざるを得ない。今私がこの質疑をやらなかったら、ここにおける皆さん同じレベルだというふうには批判されるおそれがあるから、私が代表して厳しく指摘する

ものである。文句があったらもう一度お答え願いたい。

○議長（梅澤雅廣君） 浜田総務常任委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） 言われますように、本来であれば臨時会で議会の審議を得ることは委員会としても理解しているところですが、全員協議会のあの厳しい意見を真摯に受けとめてもらっていると理解しています。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） これ以上責めても何にも出ないから、ここで矛をおさめておくけれども、間違えて次期議会に出てくるようなことがあったら、それは厳しく反省をして今後そういうことのないように、もう一度自らの身を洗い直して市民の厳しい審判を受けて出てきて、間違いのないところをやってほしいということを申し上げて、質疑を終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、猪股文彦君の発言を許します。

猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 総務委員会の意見で、適正な財政規模の計画の実施を早めよというご意見がついておりますが、具体的に説明していただきたい。執行部の財政計画では、平成25年に372億程度ということとを段階的に持っていこうという財政計画が出ておりますが、総務委員会としてはどのような考え方であるのか、お聞かせ願いたい。

それからもう一つ、電算システムについて、利用度の低いシステムについては必要性を再検討せよと意見がついておりますが、必要性の低いものがあるのかどうなのか、また必要性の低いという程度はどういうものか、市民にわかりやすくご説明願いたい。

また、10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費、体育施設整備事業に2,800万ついておりますが、意見の中で第3種公認陸上競技場の整備を引き続き検討せよとありますが、この予算の陸上競技における内訳、それから執行部の方針、それが委員会で詰めた議論がされているなら伺いたい。

以上3点です。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田総務常任委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） では、お答えします。

適正な財政規模と削減計画を早めるとあるが、執行部の計画と委員会の意見はどのように違うのかというご質疑ですが、緊迫した財政状況から市の特徴は違うにしても、将来を考えて早目に類似団体の水準まで持っていくべきであるということでもあります。

電算システムについては、利用度の低いシステムについては必要性を再検討せよとあるが、必要性の低いものが見受けられるのか、また低い程度はどのようなものかというご質疑ですが、85件というかなり多くのシステムがあり、一つ一つの検証はしていませんが、20年度予算で1億4,872万6,000円という多額の委託料が計上されていることから、検討が必要ということでもあります。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、臼木建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（臼木 優君） 猪股議員にお答えいたします。

体育施設費の2,800万円の内訳であります。旧羽茂町のプール解体費用で1,900万円、小木にあります

B & Gプールの改修で800万円ではありますが、陸上競技場の予算はないのでありますが、平成18年度予算では2,500万円の調査費がつき、建設に向けスタートしたのでありますが、19年度には財政難ということで建設は先延ばしになっておりました。ところが、19年6月に公認陸上競技場の規定が一部改定されました。内容は、第3種陸上競技場はすべて全天候型舗装でなければならないというもので、真野の陸上競技場は土のグラウンドで、22年の6月までの公認期間であります。執行部といろいろ議論したところではありますが、執行部も必要性は認めていますので、第3種競技場の整備を引き続き検討せよという意見をつけたものであります。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 書いたのを一方的に読まれるだけで、よくちょっと理解ができなかったのですが、372億という執行部の財政計画、これが類団でいうと、これでは類団の方向に間に合わない、372億を早めよというのか、372億の落としどころが財政計画が金額が多過ぎるというのか、そここのところの説明が欠けていると思うので、そここのところを総務委員会としてはどのように考えているのか、お聞かせ願いたい。

それから、利用度の低いシステム1億数千万円の委託料だというわけですが、必要なものは必要なもの、必要でないものは必要でないものだと思うのですが、例えば今の委員長のお話ですとよくわからないのですが、職員の数が減っている、そうするとリースでやっているパソコン等が要らなくなるというので返せというのか、その辺のところが具体的によくわからないので説明いただきたい。

それから、建設委員長の今お話はよくわかりました。確かにその必要性があると思うのですが、そうであれば19年度で切られてしまったのならば、引き続きではなくて改めて必要なのだからということを強調すべきではなかったか、この意見のつけ方ですと、引き続きというと18、19とやってきたし、20も早くやって建設されたいというふうに読めるのですが、その辺は文言的に意味がちょっとよく伝わらないと思うのですが、どうなのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） 372億につきましては、以前配付された財政計画でも平成25年度の一般会計予算が372億となっています。議会の特別委員会での最終報告から見ても公共施設、補助金負担金、機構改革の3点について提言をし、市の財政状況から大胆かつ強力な行財政改革が避けられないとしています。この指摘どおり現段階でも予算編成の工夫は見られますが、早く一定の水準まで持っていくことを求めているわけです。

それから、電算システムについては、先ほども85件ということで、1件1件の検証したわけではありませんが、その辺をもう一度検証してみる必要があるという、そういうことを述べているわけです。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、臼木建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（臼木 優君） 引き続き検討されたいという文言でございしますが、執行部のほうでは、この後関係団体やいろんな方との打ち合わせをしながら検討していきたいということですので、我々としても改めてというよりは、引き続き建設に向けて議論をしていただきたいという気持ちで、引き続きしたものでございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 372億を前倒しせよというのか、これ自体が類団に合わないから目標をもっと、計画をもっと縮めて、数字を縮めなさいというのか、そのところを明確にご説明願いたい。

それから、陸上競技場、私も必要だと思うのですが、予算がついていなくて、これから引き続きやりますと言ったって、実際にはやらないということではないかと心配するのです。したがって、執行部の答弁をそのままのみにしても、20年度は事実上何もやらないということではないかと心配するので、答弁は要りませんけれども、総務委員長だけの答弁をお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） 372億という数字が類団と比べるとまだ離れていると、類団に一年でも早く持っていくようにということであります。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、金光英晴君の発言を許します。

金光英晴君。

○36番（金光英晴君） 議案第65号、4款1項1目保健衛生総務費についてお伺いいたします。その中のうち、蝕予防事業の表決結果についてお尋ねいたします。

建設文教常任委員会より連合審査の申し入れをしたところ、断ったにもかかわらず意見が付されていない委員長報告であります。連合審査の申し入れは、去る3月10日の一般質問において同僚議員が市民厚生常任委員会と約束したことが守られていないと指摘して、再度約束を守る確約をとりました。しかし、3月12日に畑野地区で行われました説明会に出席した保護者から、説明の仕方に問題があるのではないかと指摘を受けました。しかし、私たち建文委員会では主管でないので、十分な審査ができないと判断して、全会一致で議長を通じて市民厚生常任委員会に連合審査を申し入れましたが、断られました。結果、3月12日の説明については、建文委員会で学校教育課長は問題はなかったと答弁しております。一方、市民厚生委員会では大竹副市長は一部不適切な部分があったと陳謝しております。同じ説明なのに、異なる2つの委員会に対して相反する答弁がなされております。この後、建文委員会での審査が含まらなかったのは申し上げるまでもありませんけれども、会議規則第95条で連合審査について記述があります。しかし、断ることは想定されていない条文であります。断るには重大な理由が必要と考えますけれども、断った理由と表決結果について、委員長にお尋ねいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

根岸市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（根岸勇雄君） 金光議員にお答えをいたします。

議案第65号 一般会計当初予算の所管事項の予備審査について、審査の結果と経過を報告いたします。まず、結果でございますけれども、当委員会といたしましては、本案は審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定したものであります。審査の経過でありますけれども、ご質問のフッ素洗口事業につきましては、当委員から事業実施に係るインフォームド・コンセントが不十分であるなどの意見が出ました。るる協議の結果、執行部から、先ほど金光議員の質問にございましたが、次の回答があり、

当委員会はこれを了承したので、これより読み上げさせていただきます。

事業の実施に当たり、保護者等に配布する説明資料、皆さんのお手元にはないと思うのですが、こういう資料でございます。説明資料の内容については委員会と合意をしました。それと、佐渡市う蝕予防事業実施要領については、当該要領中、説明会または研究会という箇所を講演会、説明会または研修会に改めるということで合意をしました。

次に、連合審査の件でございすけれども、先ほども議員よりお話ございました会議規則第95条の規定により、委員会は審査または調査のため必要があると認めるときは、連合審査会を開くことができると定めております。そこで、建設委員会から申し出があったことを受けて、当委員会の委員の皆さんに連合審査会開催の必要の是非について諮ったところ、結果して、このことについては賛成少数となりましたので、その旨議長及び建設委員会の正副委員長に回答をしたところであります。なお、その後の審査の過程におきましては、先ほど金光議員から畑野の件もお話ございましたが、今度は加賀委員から教育委員会の関係者を当委員会に説明員として招集すべきとの意見が出されました。そこで、当委員会は再度このことについて委員の皆さんに諮ったところ、全会一致でこれが了承されましたので、議長を通じて教育長の招集を要請し、これを待って審査を再開したものであります。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） 金光英晴君。

○36番（金光英晴君） 表決については理解しましたし、私も傍聴しておりましたので、今ほど委員長が示していただきました説明案内については、年功の議員の活躍のおかげで、本当によい形にしてもらったと思っておりますけれども、連合審査の断りの理由が理由になっていなかったような気がいたします。もう一度きちとした形でお願いしたいと思うのです。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

根岸委員長。

○市民厚生常任委員長（根岸勇雄君） 金光議員がおっしゃることは、なぜ審査を拒否したかということですね。これは、私も建設常任委員長との口頭でございましたので、中身についてどういうことで連合審査を一緒にやりたいかということについて、私どもはその内容がはっきりしなかったものですから、まず委員にお諮りをして、賛否をとった結果、こういうことでありますということでございすので、何分ともご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 金光英晴君。

○36番（金光英晴君） 申し入れ理由が付されていなかったということですが、これが連合審査を断る大きな理由だったとしたならば、私同僚議員からそのことについてお聞きしたのですけれども、採決する前に、厚生委員のほうからその旨の指摘があったというふうに聞いております。ならば、連合審査を断る本当に大きな理由だったとするならば、この時点で休憩をとって建文委員長に確認すべきではなかったのか、私はそのように思います。建文委員会では、申し入れ理由も含め全会一致で申し込みを決めたことであります。今の指摘ですと、建文委員長にも瑕疵があったと私も理解しますが、理由が付されていないまま採決を諮った、あなた自身にも瑕疵があったのではないかと、また建文委員長は議長を通じて市民厚生委

員会に申し入れしたわけですから、その責は議長にも及ぶと思いますけれども、どう考えますか。答弁が苦しいければ結構ですけれども、決められたルールの中で市民のために議論して、行政をしっかりチェックして施策に反映させていくのがこの議会の姿であるとは私は思っております。今後のためにと、あえて苦言を述べましたが、答弁いただけるのなら答弁ください。

○議長（梅澤雅廣君） 根岸委員長。

○市民厚生常任委員長（根岸勇雄君） 今後そのようなことがないように気を使って委員会をやりたいと思いますので、何分ともよろしく願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 金光議員、私の指摘もありましたので、この際お答えをしておきます。

本件については、そういう多少の意見の違い、あるいは手順の不行き届きがあったということは、言われればそうかもしれません。今後会議規則をどうぞひとつご検討いただいて、しっかり連合審査については文書をもって申し出ると、こういうふうな改正についてもどうぞひとつ今後ご協議を願うことにさせていただきます、そう思います。

それでは、金光君、以上でよろしいですね。

○36番（金光英晴君） はい。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第65号に対する反対討論の通告がありますので、発言を許します。

加賀博昭君。

〔56番 加賀博昭君登壇〕

○56番（加賀博昭君） 議案第65号 平成20年度一般会計予算に対する反対の立場で討論をいたします。

合併後4年を経て、2期目の予算は対前年28億8,000万円の減額であり、そして有史以来初めての職員の給与を3%、1億9,000万円、1人当たり10万円をカットし、21年度も同額をカットするというものである。しかし、予算の内容を見れば、下水道の水洗化率を高めれば全く必要はない。また、ごみ焼却施設の一部を中止するだけで億単位の金が浮くものである。そのような吟味がなされていないのは、財政運営のやり方が場当たりの、危機感も真剣さも感じ取れない。今この予算を残して、我々は選挙に突入するが、今時市長選挙には合併に携わった高野市長、川口元両津市長が立候補を予定しているが、川口氏は両津市が佐渡一島一市の合併のかじを住民投票に付するための条例が議会の再議にも揺るがず、議会の再議というのは3分の2を議会がとらなければならないというのが議会の再議である。その再議にも揺るがず交付されたが、ついに川口市長の手では実行されず、平成15年行ウ第6号 公金支出差しとめ等請求事件判決でも新潟地裁はこの条例は実施すべき条例と判決している。もしこのとき両津市民の住民投票を行っていたら、局面が変わっていたと思うと残念でならない。この住民投票をめぐって、当時今日の財政状況を予言した伊藤昭平、白井宏、猪股文彦、竹内道廣、加賀博昭は議員を辞職して今日を継承したものである。高野市長、川口徳一氏も現状について、まず自らの不明を市民にざんげして新たな決意をすべきで、そこからがこの2人のスタートでなければならない。

以上、市民にかかわって厳しく指摘をし、結果として市民を苦しめる予算になっている平成20年度一般会計予算に反対するものであります。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第65号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第5号から議案第7号まで、議案第12号及び議案第14号を除く案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第5号から議案第7号まで、議案第12号及び議案第14号を除く案件については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第5号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第6号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第7号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第12号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第14号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

根岸市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 根岸勇雄君登壇〕

○市民厚生常任委員長（根岸勇雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第16号 佐渡市後期高齢者医療に関する条例の制定について。本案は、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、当該制度において市が行う事務等について定めるものであります。なお、後期高齢者医療制度は本年3月末日をもって廃止される老人保健制度の趣旨を継承しつつ、75歳以上の後期高齢者の医療費について、世代間で公平に負担するという観点から後期高齢者自身の保険料と医療保険者の支援金及び公費により賄う制度であります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第17号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険において70歳以上の被保険者の療養給付に係る一部負担金の割合を、現行の1割から2割へ引き上げるなどの改正を行うものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第18号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、国民健康保険において固定資産を保有する被保険者が減少し、税の賦課方式に不均衡が生ずるため、これを是正するよう当該保険税の資産割を廃止するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第19号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間、住民基本台帳カードの普及促進のため、特別交付税の財源措置により当該カードの交付に係る手数料を徴収しないよう特例を定めるものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第20号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うものであります。

審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第21号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、平成20年3月31日をもって北狄保育園を廃止し、及び平成21年4月から真野第2保育園に指定管理者制度を導入するよう、佐渡市保育園条例の全部を改正し、並びに佐渡市保育園の保育の実施に関する条例を整理統合するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第22号 佐渡市母子生活支援施設条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、現在全面改築を行っている「佐渡市母子寮」の名称を平成20年4月1日の再開にあわせて「ほおずき荘」に改めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第23号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公共温泉施設の運営見直しにより「ゆとりぴあ真野」及び「おぎの湯」を廃止し、並びに「新穂潟上温泉」の利用料金に休憩利用の料金を補足するものであります。審査の結果、次の意見を付して賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。「新穂潟上温泉」の休憩利用料金については、本条例から欠落していたことが判明したため補足するものである。極めて重大な瑕疵であり、厳重に注意する。

議案第24号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成18年度から税制改正に伴い実施してきた介護保険料の激変緩和措置を平成20年度においても継続するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第39号 佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について。本案は、郵政民営化に伴い、佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について改めて定めるものであります。なお、事務取り扱い郵便局及び委託事務の内容については従前と同様であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第66号 平成20年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本予算案は、平成20年度佐渡市国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億7,450万円と定めるものであり、これは前年度から7,300万円の増額であります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第67号 平成20年度佐渡市老人保健特別会計予算について。本予算案は、平成20年度佐渡市老人保健特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,970万円と定めるものであり、これは前年度から83億3,370万円の減額であります。なお、老人保健制度は高齢者の医療の確保に関する法律の施行により、本年3月末日をもって廃止される制度であります。本予算案は3月診療分の医療費の精算等のため編成するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第68号 平成20年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。佐渡市後期高齢者医療特別会計は、平成20年4月1日から施行される高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定に基づき、新たに設置する特別会計であり、本予算案は当該特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億900万円と定めるものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第69号 平成20年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算案は、平成20年度佐渡市介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億5,260万円と定めるものであり、これは前年度

から2億4,860万円の増額であります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第74号 平成20年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本予算案は、平成20年度佐渡市歌代の里特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,200万円と定めるものであり、これは前年度から1,300万円の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第80号 平成20年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、平成20年度佐渡市病院事業会計の予算について、収益的収入及び資本的収入の予定額の総額を前年度から4,052万2,000円減額の29億5,945万5,000円と定め、並びに収益的支出及び資本的支出の予定額の総額を前年度から865万2,000円増額の34億6,053万8,000円と定めるものであります。審査の結果、次の意見を付して賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。病院事業会計の財政状況は、極めて深刻な状況にあるので、早急に特別な対策を講ずること。
以上。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑の通告がありませんので、これより討論に入ります。

議案第16号に対する反対討論の通告がありますので、発言を許します。

中村良夫君。

〔23番 中村良夫君登壇〕

○23番（中村良夫君） 私は、議案第16号 佐渡市後期高齢者医療に関する条例の制定について反対の立場で討論を行います。

議案第16号は、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、当該制度において佐渡市が行う事務等について定めるものであります。4月から始まる後期高齢者医療制度とは、75歳以上になったら強制加入、年金から保険料天引き、保険料を滞納したら保険証取り上げ、保険で受けられる医療が制限される。75歳以上のお年寄りから高い保険料を取り、受ける医療は制限する。年寄り早く死ねと言わんばかりのひどい制度であります。よって、私は本議案に反対するものであります。年金者組合佐渡支部から後期高齢者医療制度の中止、撤回を求める請願書が議会へ提出されています。全国の地方議会から政府に寄せられた後期高齢者医療制度の中止、見直しなどを求める意見書は、全国の自治体の3割近くに上っています。そして、今の国会に野党が共同で後期高齢者医療制度の廃止法案を提出しています。戦争を体験され、戦後は佐渡、日本の復興のために必死に働いてこられた世代の皆さんが、高齢期になったら国から捨てられようとしています。議員の皆さん、お年寄りは今日の佐渡をつくり、支えてこられた宝であります。きょうから医療費は心配ありません。最高の医療費を受けられますようにと、佐渡から今の政治を変えようではありませんか。党、会派を乗り越え、良識ある議員諸氏の賛同をお願いし、委員長報告に反対の立場での討論といたします。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第16号について採決いたします。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 先ほどから議案の番号だけ言っておりますけれども、最低表題まで言っていたか

ないと、議案が80ぐらいあるので、賛否を問うものについてはきちんと表題を述べていただいて賛否をとっていただくほうが確実だと思うので、ぜひそのように要望いたします。

○議長（梅澤雅廣君） それでは、以後そのようにいたします。

それでは、市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第16号 佐渡市後期高齢者医療に関する条例の制定について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、討論に入ります。

議案第17号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について反対討論の通告がありますので、発言を許します。

中村良夫君。

〔23番 中村良夫君登壇〕

○23番（中村良夫君） 私は、議案第17号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で討論を行います。

この4月から70から74歳の窓口負担を1割から2割へ引き上げることが決められていますが、私は1割から2割への引き上げには反対であります。国は、この窓口負担増を凍結すると言っていますが、その実態は負担増の開始を1年間遅らせるにすぎません。このことは、国民の怒りで凍結という、こんな手直しせざるを得なかった中身であり、国民の怒りのあらわれです。国ですら国民から批判を受けて凍結しています。私は、1割から2割への引き上げには反対であり、その立場から本議案に反対するものです。良識ある議員諸氏の賛同をお願いし、委員長報告に反対の立場での討論といたします。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第17号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、討論に入ります。

議案第68号 平成20年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論の通告があります。発言を許します。

加賀博昭君。

〔56番 加賀博昭君登壇〕

○56番（加賀博昭君） きょうの私の反対討論を福田総理並びに舩添厚労大臣、よく聞いてくださいよという佐渡市議会の高邁な精神力、これを発露しながら反対討論を行います。

議案第68号 後期高齢者医療特別会計予算について反対討論を行います。既に3月10日の一般質問で参議院で多数を占める4野党は、後期高齢者医療制度廃止法案を衆議院に提出したことを明らかにしましたが、この廃止法案には70歳から74歳までの窓口負担の廃止、年金天引きの廃止も盛り込まれておるものであります。このような混乱の中で実施される高齢者医療保険料5億3,597万3,000円は、自民、公明が慌てふためき、勤め人の扶養家族の保険料を当面凍結したため、保険料を納める客体を1,100人削りました。その結果、3月10日に私が明らかにしたこの資料にあるとおり、後期高齢者医療保険料5億3,597万3,000円は、客体対象が1万151人となって平均保険料が何と5万2,800円になっておるわけで、きょうも確認したら事務当局は、そのとおり認めざるを得ませんでした。一方、後期高齢者以外の一般の国保税医療保険分というのは15億9,455万9,000円、対象が3万1,021人で、5万1,403円、まさに後期高齢者のほうが1人当たり1,397円高くなっておるのが今皆さんがお持ちの後期高齢者医療保険の予算書に示された数字であります。まさに、全国が混乱しておるだけでなく、今議会に提出された我々が審議したその予算書そのものがでたらめになっておるわけであります。したがって、これを認めるというわけにはまいりません。これは福田さんにも舩添さんにも責任をとってもらわなければならぬ。もちろん公明党も責任をとってもらわなければならぬが、今佐渡市でこれを議論するわけですから、高野市長に対してこのくらいのことがわからなかったのかと、警告を込めてこの予算案に反対をするものであります。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第68号 平成20年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより市民厚生常任委員会に付託したその他の案件について順次採決をいたします。

まず、議案第18号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてに対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の制定について、21号に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 佐渡市母子生活支援施設条例の一部を改正する条例の制定について委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成20年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 平成20年度佐渡市老人保健特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第69号 平成20年度佐渡市介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 平成20年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 平成20年度佐渡市病院事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後 3時34分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開いたします。

次に、産業経済常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

近藤産業経済常任委員長。

〔産業経済常任委員長 近藤和義君登壇〕

○産業経済常任委員長（近藤和義君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第41号 公有水面埋立てに係る意見について（大杉地内）。本案は、佐渡市が実施する地域水産物供給基盤整備事業（一般）により漁港施設用地を造成するため、公有水面を埋め立てることについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第42号 新たに生じた土地の確認について（鷺崎地内）、議案第43号 字の変更について（鷺崎地内）。以上2議案は、新潟県が鷺崎漁港内において漁港修築事業により施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定により新たに生じた土地の確認及び同法第260条第1項の規定により字の区域の変更について、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第44号 新たに生じた土地の確認について（江積地内）、議案第45号 字の変更について（江積地内）。以上2議案は、佐渡市が江積漁港内において地域水産物供給基盤整備事業により施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定により新たに生じた土地の確認及び同法第260条第1項の規定による字の区域の変更について、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業経済常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、建設文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

臼木建設文教常任委員長。

〔建設文教常任委員長 臼木 優君登壇〕

○建設文教常任委員長（臼木 優君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第25号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、給水区域の拡張を実施する赤泊簡易水道の給水計画人口等の改正、統合簡易水道事業等で改良工事を実施した前浜簡易水道ほか2簡易水道の起債償還額の変更に伴う水道料金の改定、国仲地区の水道料金を統一するため、合併前の畑野町簡易水道事業の給水区域の水道料金を改定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第26号 佐渡市漁業集落排水処理施設条例及び佐渡市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、沢崎地区の漁業集落排水施設整備が完了し、本年4月から使用可能となることから、漁業集落排水処理施設条例に当該施設を追加するとともに、関連する条例との整合性を図るよう文

言の整理等を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第27号 佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年3月31日をもって岩首、野浦、馬首、浦川の4教職員住宅を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第28号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、学校教育法の一部改正による条の繰り下げに伴い改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第29号 佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、金井学校給食センター及び真野学校給食センターを国仲学校給食センターへ統合するため、改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第30号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、老朽化した羽茂プールを、改修費及び維持管理費がかさむことから廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第31号 佐渡市博物館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 佐渡市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 佐渡市赤泊総合文化会館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 佐渡市史跡佐渡奉行所条例の一部を改正する条例の制定について。以上5議案は、博物館等の類似施設について施設間の均衡を図るために入館料等の改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第36号 佐渡市相川技能伝承展示館の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、相川技能伝承展示館を指定管理者に管理を行わせることができるようにするため、全部改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第46号 市道路線の認定について。本案は、道路改良工事における市道認定並びに国道及び主要地方道佐渡一周線のバイパス等工事等により、現在の国道、県道部分を市道として認定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第47号 市道路線の廃止について。本案は、市道の県道昇格による移管及び圃場整備事業の地区編入により市道を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第48号 給食配送車購入契約の締結について。本案は、国仲学校給食センターに配備する給食配送車4台を購入するため、本年1月16日に執行した指名競争入札の最低価格者と購入契約を締結するものであります。審査の結果、次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。車両の入札については、今後メーカーや型式を指定せず、構造等を指定すること及びメンテナンス業務等は条件としないことにより、より公正な入札執行となるよう図られたい。

議案第49号 新穂小学校体育館改築（建築）工事請負契約の締結について。本案は、新穂小学校体育館改築（建築）工事について、本年2月19日に執行した一般競争入札の最低価格者と請負契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第70号 平成20年度佐渡市簡易水道特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそ

れぞれ21億2,510万円とするものであります。その主な内容は、効率的な維持管理を図る観点から、建設改良費に13億3,532万5,000円、施設の維持管理費に2億5,469万円、公債費に3億7,093万円で、これらに伴う主な財源としては、使用料及び手数料に4億1,534万1,000円、国庫支出金に5億1,880万円、一般会計繰入金に6億5,822万1,000円、市債に3億6,770万円を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第71号 平成20年度佐渡市下水道特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億150万円とするものであります。その主な内容は、汚水処理の普及促進を図るため、下水道建設費に25億3,102万2,000円、農業集落排水建設費に7,392万1,000円、漁業集落排水建設費に2億1,974万2,000円で、これらに伴う主な財源として、国庫支出金に11億円、県支出金に1億6,020万6,000円、一般会計繰入金に16億4,642万円、市債に12億4,830万円を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第73号 平成20年度佐渡市宅地造成特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ982万3,000円とするもので、佐渡飛鳥団地の残り1区画の売り払いを計上するものであります。審査の結果、次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。平成19年度に起債償還金が完済されたことにより、本特別会計を廃止し、一般会計での財産管理を検討するとのことであるが、早期の売り払いに最大限の努力をされたい。

議案第81号 平成20年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、相川地区の右沢浄水場改修工事などの建設改良事業及び配水管敷設替え事業を、また新規に国庫補助事業により両津、新穂、真野地区の老朽管更新事業を計上したものであります。その内容は、収益的収入及び支出について、収入の予定額を11億5,903万1,000円、支出の予定額を11億443万2,000円とし、資本的収入及び支出については、収入の予定額を12億7,270万7,000円、支出の予定額を18億3,122万2,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより建設文教常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

建設文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第25号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 佐渡市赤泊総合文化会館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号 佐渡市相川技能伝承展示館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第48号 給食配送車購入契約の締結についてを除く案件について、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、建設文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第25号、議案第29号、議案第30号、議案第34号、議案第36号及び議案第48号を除く案件については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、建設文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第25号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を

改正する条例の制定について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、建設文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第29号 佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、建設文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第30号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、建設文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第34号 佐渡市赤泊総合文化会館条例の一部を改正する条例の制定について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、建設文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第36号 佐渡市相川技能伝承展示館の設置及び管理に関する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 佐藤孝君。

○35番（佐藤 孝君） 議長、賛成多数ではないので、原案どおり可決なのに、なぜ起立を求めるのですか。

○議長（梅澤雅廣君） これ本会議ですので、賛成者、反対者をはっきりしなければいけないわけです。名前を言って悪いのですが、共産党の中村さんは反対しているわけです。ですから、そういう方もいらっしゃるから、本会議の場で賛成、反対をはっきりするということでもありますので、この採決の仕方にも異議がございましたら、どうぞ後ほど後刻協議をして採決の仕方をご検討してください。本会議はこのまま続けさせてもらいます。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

次に、建設文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第48号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 発議案第1号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第2、発議案第1号 佐渡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩崎隆寿君。

〔21番 岩崎隆寿君登壇〕

○21番（岩崎隆寿君）

発議案第1号

佐渡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年3月21日

提出者	佐渡市議会議員	岩 崎 隆 寿
賛成者	〃	田 中 文 夫
〃	〃	廣 瀬 擁
〃	〃	志 和 正 敏
〃	〃	佐 藤 孝
〃	〃	金 光 英 晴
〃	〃	熊 谷 実
〃	〃	渡 部 幹 雄

佐渡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市議会政務調査費の交付に関する条例（平成16年佐渡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「各月1日（」の次に「議員の任期が開始する日の属する月にあっては、当該任期が

開始する日。」を加え、同条第2項中「任期満了日の属する月」の次に「の前月（当該任期が満了する日が月の末日である場合にあっては、その日の属する月。以下同じ。）」を加える。

第3条の2第2項中「任期満了日の属する月」の次に「の前月」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本発議案は、政務調査の支給に関して本年のように4年に1度の市議会議員の改選の年にあっては、4月支給分を当選後の新議員に支給されるよう所要の条例改正を行うものであります。なお、条例の改正案はお手元に配付の文案のとおりであります。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第82号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第3、議案第82号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第82号をご説明申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委員渡邊朝子さんの任期が平成20年6月30日をもって満了するので、再任をお願いしたところ就任していただける意向でございます。引き続き人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。なお、委員の任期は法務大臣委嘱の日から3年間です。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第82号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第83号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第4、議案第83号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第83号 人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市人権擁護委員 相田カツミさんの任期が平成20年6月30日をもって満了となり、後任の者を新穂皆川50番地、雑賀豊喜さんをお願いするものです。つきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。なお、委員の任期は法務大臣委嘱の日から3年間です。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第83号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第84号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第5、議案第84号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第84号 人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委員 河原幹雄さんの任期が平成20年6月30日をもって満了するので、再任をお願いしたところ就任していただける意向です。引き続き人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。なお、委員の任期は法務大臣の委嘱の日から3年間です。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第84号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（梅澤雅廣君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（梅澤雅廣君） これで本日の日程は全部終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、本日、任期中最後の定例会終了するに当たりまして、一言御礼申し上げますというふうに思います。

佐渡市が誕生して以来、皆様方からは一方ならぬご協力を賜り、この間で佐渡市の礎を組み上げてくださいましたことに心より感謝申し上げます。議員の皆様方には今期限りでご勇退される方、または改めて臨まれる方など、志す方もおありであると思いますが、今後ともすぐれた政治感覚をもって、ともに佐渡の未来を切り開かれていきますようお願い申し上げます。

顧みますと、この４年間は国の三位一体の改革などの影響を受けまして、苦しみながらも未来を見詰め、財政計画等の大幅な変更見直しなど、必死にその現実に対応してまいりました。主義、主張、信条の違いから相入れない議論も数多くありましたが、終わってみればすべては佐渡の未来のためと願う心のあらわれと納得するものでございます。100年に１度と言われる大合併をなし遂げた佐渡市の第一歩の４年間、このような議論の積み重ねによってなされたことは、胸を張って後世に伝え残せるものと自負いたしておりますし、ここに集われた方々には佐渡市の新しいページをともにあらわした同士でございます。今後は施政方針に述べましたとおり、今までの取り組みにさらなる磨きをかけるとともに、市民の皆様へ細やかな配慮を持って議会を進め、市民と協働のもとに美しく、環境にやさしい島が実現することにより、にぎわいの島づくり、すなわち島の活性化にこれが推し進められるように期待しております。

最後に、皆様方のご功績をたたえ、心からご健勝とご多幸をお祈り申し上げて、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。（拍手）

○議長（梅澤雅廣君） ここで、私ども任期中最後の定例会を閉じるに当たり、私より一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、佐渡市発足以来４年間の長きにわたり、難問山積する本市の実情を直視され、豊かで住みよい佐渡市の建設に向けて佐渡市議会議員としての、ひいては佐渡市議会の責務を果たすために、今日まで並々ならぬ努力を重ねていただきましたこと、本当にご苦労さまでございました。そしてありがとうございました。また、執行部の皆様におかれましては、今後とも一層の研さんを積まれ、本市の公務員としての自覚と、そして自信と誇りを持ってますます職務に精励されますようお願いを申し上げます。以上をもちまして、平成20年第１回佐渡市議会定例会を閉会いたします。（拍手）

午後 ４時１９分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年3月21日

議 長 梅 澤 雅 廣

副 議 長 金 子 克 己

署 名 議 員 中 村 良 夫

署 名 議 員 渡 邊 庚 二